

令和4年度第2回生涯学習審議会会議抄録

日時：令和4年10月20日（木）13時30分～15時00分

場所：西宮男女共同参画センターウエーブ 411 学習室

◆出席委員

立田会長※、平野委員、田中委員、立山委員、井下委員、山崎委員、服部委員、
本多委員※、清水委員、松浦委員

◆行政出席者

長谷川産業文化局長※、藤井教育次長※、上田生涯学習部長兼市民局参与、杉田学校教育
部長※、吉田学校支援部長※、岡田地域学校協働課長※、後迫地域学校協働課担当課長（放
課後事業 併任 育成センター課担当課長）※、山崎青少年育成課長※、濱本学校保健安
全課長※、青木学校保健安全課係長※、俵谷文化財課長※、井上人権教育推進課長※、岡本
地域学習推進課長、石井地域学習推進課担当課長（地域学習・大学連携）、中西読書振興
課長、中尾読書振興課担当課長（図書館企画）

【事務局】

秋山生涯学習企画課長（併任 学校支援部参事）、坂井生涯学習企画課係長、長手生涯学
習企画課係長、酒井生涯学習企画課副主査※、田村生涯学習・地域づくりコーディネーター

※Webex を介した出席

◆傍聴者

なし

署名委員

◆令和4年度第2回西宮市生涯学習審議会

事務局 定刻になりましたので、ただ今より「令和4年度 第2回 西宮市生涯学習審議会」を開会いたします。

本日の審議会ご出席委員は、委員15名中、現在10名のご出席をいただいております。「附属機関条例」第3条第5項に定める、半数以上の出席を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

会長 それでは、お手元にごございます次第に従いまして協議を進めます。
今回の会議は公開となっておりますが、事務局、傍聴者はいますか。

事務局 ございませぬ。

会長 また、本日は、議事の最後に中央公民館の見学を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、協議事項第1号「社会教育関係団体への補助金の交付」についてです。

補助金に関しては、社会教育法13条において、「地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ教育委員会が社会教育委員会議に意見を聴く」との定めがあります。本市では、この13条の規定は、西宮市附属機関条例で、生涯学習審議会に引き継いでいます。

これは、補助金支出の許可を行うといったものではなく、社会教育の視点から必要課題を提案し、今後の活動に向けて、委員の視点から意見を述べるものです。

3頁の「資料2」をご覧ください。令和5年度の社会教育関係団体への補助金一覧表をお配りしておりますので、担当課より順にお願いします。

質問やご意見については、全ての説明の後に、まとめてお願いします。

事務局 青少年育成課では4つの補助事業を所管しており、一覧表の1から4の補助金について説明いたします。

一つ目が、「西宮市子ども会協議会補助金」でございます。これは、同協議会が青少年健全育成のために実施する事業及び団体の運営が補助対象となっております。同協議会が実施する事業内容の詳細は、別紙の令和4年度事業計画をご覧ください。上の表が子ども会協議会の主催事業で、オセロ大会や子ども会大会、文化サークル発表会等の全市的に実施する大会や発表会の開催を計画しています。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった事業もありますが、今年度は3年ぶりに定期総会やオセロ大会を開催するなど本来の事業活動に戻りつつあります。今後も円滑な団体運営の推進と青少年健全育成活動の基盤づくりの促進に努めてまいります。

二つ目が、「地区青少年愛護協議会補助金」でございます。市内39地区の青少年愛護協議会を対象とする補助金で、青少年健全育成を目的とする事業及び当該団体の運営費用が補助対象となっております。事業内容の詳細につきましては、別紙の令和4年度地区青少年愛護協議会補助金事業計画をご覧ください。

各地区においては、地域清掃、あいさつ運動、ラジオ体操等を計画しています

が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降は各地区の判断により、必要な感染防止対策を取りながら事業活動を実施されております。

この補助金は、青少年に多彩で魅力的な地域活動の機会と場を提供して、青少年の社会参加を促すとともに、家庭・学校・地域社会の連携を深めて地域コミュニティの活性化を図り、青少年健全育成活動の促進を目的としています。

三つ目が、「青少年育成支援事業補助金」でございます。これは、ボーイスカウト西宮連合会、ガールスカウト西宮市協議会が実施する、次世代育成に寄与する事業活動の経費を補助対象としています。当該団体の次世代育成を通じた地域社会への貢献や活性化に寄与する事業を支援し、地域の青少年育成活動の促進を補助目的としております。

四つ目が、「西宮市教育委員会一般コミュニティ助成事業補助金」です。この補助金は、宝くじの社会貢献や広報事業として、自治総合センターによる助成事業を活用して、地区青愛協などの活動経費を補助しています。この補助金は、自治総合センターによる申請案件の採択が条件となっておりますが、今年度は採択されていないので、費用計上をしていません

来年度は1地区の青少年愛護協議会が申請していますが、当初予算には計上せず、採択された場合には、補正予算による計上を予定しています。

各補助金の令和5年度の予算額は、今年度と同額を要望しております。

事務局 「西宮市青少年補導委員連絡協議会補助金」について説明します。

これは、同協議会が子供たちの見守り活動に取り組むうえで必要な知識や資質の向上を目的とした補導委員の研修、事例や課題を共有する情報交換などの事業が補助対象となっております。

同協議会が実施する事業内容につきましては、別紙の令和4年度事業計画書、及び追加資料をご覧ください。

過去には甲子園球場での高校野球や西宮神社のお祭りなどの催しの際に補導活動を行ったり、研修会や反省会を開催したりするなど、子どもの見守りや補導委員としての資質向上のための活動を行っていましたが、令和2年度以降、コロナ禍でほとんど事業ができませんでした。今も感染症対策に注意を払いながら活動を続けておられ、大規模な補導活動を自粛する一方で、地区ごとの活動に注力されています。

補助金は、研修時の講師謝金などのほか、県や阪神地区の研修会参加にかかる費用などに使われます。令和4年度の予算額は、5年度も同額を計上する予定としております。

事務局 次に「西宮市人権・同和教育協議会補助金」について説明します。

西宮市は、西宮市人権・同和教育協議会設立以前から同和教育を積極的に推進しています。

協議会設立の趣旨経緯を踏まえ、協議会が推進する人権教育啓発を推進する事業に要する経費の一部を補助し、協議会と協働しながら本市の人権教育の推進及び啓発を図っているものでございます。

予算額といたしまして、令和5年度におきましては、令和4年度予算と同額の383万8千円で計画する予定です。協議会の事業内容につきましては、お配りしています資料をご覧ください。

会 長 ありがとうございました。ここまでの説明について質問、意見等がありますか。

委 員 令和4年度の地区青少年愛護協議会補助金の事業計画によりますと、南甲子園地区が「補助金申請辞退」とあります。別に予算の手立てがついて辞退されたのか、活動をやめられて辞退されたのか、理由をお聞かせください。

事務局 令和2年度以後の地域の事業の見直しの中で、委員の負担を減らす意味で、地域清掃等、費用のかからない事業を中心に活動することになり、補助金申請の必要がなくなりました。

会 長 ありがとうございました。
では、協議事項第2号「審議に関する意見確認書」についてです。
まず、事務局より説明をお願いします。

事務局 この度の、第2期生涯学習審議会では、「生涯学習・社会教育が社会に対して果たす役割を踏まえた、地域に根ざした公民館・図書館のあり方」について、ご審議いただきます。

第1回の会議では、国の審議内容や本市の公民館・図書館の現状と課題について簡単にご説明いたしました。

本日は事前に、現状と課題について、委員の皆様からご意見をいただくための「意見確認書」及び関係資料をお送りし、ご回答をいただきました。それを一定抜粋いたしましたのが、9頁「資料3」の「意見確認書まとめ」でございます。

意見につきましては、それぞれご活躍の分野の知見に基づく貴重なものばかりで、全てをご紹介させていただきたい気持ちではありますが、お時間の関係もありまして、それぞれのご意見のエッセンスは入るように取りまとめさせていただいているつもりでございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、公民館と図書館についてご意見をいただいておりますが、本日は、公民館の内容に絞って審議を進めていただきますようお願いいたします。お時間も限りがありますので、今回の議論のポイントになるキーワードを更に抽出してまとめたものを、「当日資料」として机上に配布しておりますので、「資料3」と併せてご利用ください。

説明は以上です。

会 長 それではまず、「ウェルビーイングについて」協議します。
「ウェルビーイング」の定義と、「ウェルビーイング」を実現するには何が必要か、について委員の皆さんからご意見をいただいています。

「あなたが考えるウェルビーイングとは何か」という問いに対して、「個人的に幸福なだけではなく、社会全体が幸福な状況」という一般的な定義が述べられています。それに加えて、「個人の幸せがあり、家庭の幸せがあって、地域の幸せにつながる」というご意見もあり、社会全体という言葉が家庭の幸せや地域の幸せを含めたという表現に替えられると思いました。「個人的な幸福」についても、「一人ひとりの存在そのものが本来持っている、自己のめざすものに向かっ

ていこうとする力の発揮である。)、社会全体については、「誰一人取り残されず、個人の幸福が最大限実現された状態が社会全体の幸福である」と更に詳しく説明していただいています。今回の意見確認書をまとめる際には、このような詳しい説明をいれて、「西宮市のウェルビーイングとは」いう形で書いた方がいいと思いました。これは私個人の意見です。

また、「自分たちのまちが好き」とか「自分のまちに住み続けたい」とか「自慢できるまちにしたい」という気持ちを持つことが大切、と書かれていて、これはウェルビーイング実現の条件になるものだと考えます。

しくみづくりという観点からは、子供達が学校や地域で積極的に学ぶしくみをつくることを言われていますし、「縦のつながりを重視してもらいたい」「相互の関わり合いを続けていく磁場づくり」そして「持続可能な地域づくり」についてご指摘がありました。この「持続可能な地域づくり」は委員の皆さん共通の意見だったように思います。「誰一人取り残さない」という意見や、「個人に不安がなく、自分自身が何かをすることで希望ができる状態を実現できる」という意見もいただいています。更にウェルビーイングのために、コミュニティづくりのための学習拠点の整備が重要であるとの意見もいただいています。これらの意見のまとめ方については事務局からも意見を言ってもらいたいと思います。ウェルビーイングについて他に意見がありましたらお願いします。

委員 およそ皆さんのご意見と、私の考えは同じだったのでよかったと思っています。皆さんも既に織り込み済のことと思いますが、一つ付け加えるとすれば、やはり心身の健康ということもウェルビーイングとは密接に関わっていることも分かっておりますので、安心や安寧に加えて、そのことも大事だと思います。

会長 心身の幸福という視点の必要性が言われましたが、私は経済的な幸福という視点も付け加えたほうがよいと思います。

委員 心身の健康は極めて重要な視点だと思いますが、私は仕事の関係で、生まれた時から重度心身障害のある方々と一緒に地域活動を展開しております。その人たちは健康なのです。健康な住民として含み込んでいくことが必要だと考えており、健康でない人は排除されてしまうような理解をされてしまうと、ウェルビーイングの本来の意味がおかしくなると思います。私としては、どんなに障害の重い人でも、その人が本来もっているエンパワーメントの力、自己存在の価値発揮の力が明確に発揮されているということがウェルビーイングであるというニュアンスを強調したいです。誰も排除しない、みんなで幸せになるという状況が必要とされていると思います。

会長 ウェルビーイングの「ビーイング」という言葉は「存在」そのものを指す言葉で、とても重要なことだと考えますが、委員が危惧される、心身に障害ある状況はウェルビーイングではないのか、ということについては、障害のある方でも自分が持っている力を発揮できる状況へと移行していく環境づくりをめざしていくということで考えていきたいと思います。そのためにどんな環境づくりが必要かということも位置付けて考えていく必要があると思います。ウェルビーイングの

実現を目指すにあたって、何らかの差別的な環境もなくしていく必要があると思います。

先ほど「経済的」ということを言いましたが、働くこと自体から疎外されている人たちがまだまだいますので、働くことも保障されるということが大事だと思います。そのような理解でよろしいでしょうか。

委員 はい。その実現に向けてということで、考えていきたいと思います。

会長 他にも追加していきたい視点等ありましたら、ご意見をお願いします。まだまだご意見をお伺いする機会はあると思いますので、気づいたことがありましたら、その都度ご意見をお願いします。

ウェルビーイングについては、文章にしてまとめてから、皆さんにご提示したいと思います。

次に公民館について、「現状と課題」「求められる役割」「職員の役割について」を中心に、協議をお願いします。

委員 資料 11 頁の「手続きの煩雑さ、利用条件の厳しさ、利用料の高さなどが市民を遠ざけている。」の補足ですが、利用率が0.1%未満の部屋がある中で、利用料を調べてみたところ、700 円ぐらい徴収していたようです。誰も利用しない部屋でも施設の管理そのものに光熱費はかかりますから、もう少し利用料を下げても、利用していただくようになればと思いました。

会長 このことについては他の方からもご意見があり、利用料の高さや利用条件の厳しさについて、他市の公民館と比較するなどして、利用率を上げる方策を検討すべきとの意見がありました。利用料の見直し、施設のアクセシビリティの検討、施設の予約方法の簡便化等、検討してほしいとのことでした。また委員の皆さんの多くから、「Wi-Fi の利用」「デジタル化」への要望がありました。ウェブサイトの「まなびネット」も、便利とは言い難いというご意見がありました。デジタル化の一環として積極的な広報、とりわけ利用率の低い公民館について、やっていくべきではないかと考えました。

公民館については、一部の委員さんしか利用できていないのではないかと指摘がありました。

西宮市に限らず、利用者が限られてくる傾向があり、新しい利用者を獲得していく方策を考えるべきとの意見がありました。

また、推進員の人材不足をどう解消すべきかのご意見もありました。どちらも重要なポイントで、公民館全体で「つながりづくり」を今回の目玉にしているはずです。新しい利用者を増やす、新しいスタッフを入れていく、そのような視点でのつながりづくりを検討していただく必要があると思います。

公民館の役割についても、資料に書いてあるだけではないと思います。公民館の役割の「つながりづくり」の部分も非常に簡潔に書いておられますが、少し書き足りないのではないのでしょうか。

委員 一つ大事だと思われるのは、学生を含めた多くの世代を利用者として獲得することだと思います。

私の研究室の学生に、テスト期間中はどこで勉強するか、調べたことがあるのですが、大学の校内やカフェ、図書館という意見が時々出てきます。そこには公民館という場所は出てきません。そもそも存在自体知らないのかもしれませんが、学生のオプションとしては入っていないようなので、そこは解消したいと思いました。

地元のエリアで活動していると、学生の中にもそこへ定住したいという人が出てきますし、愛着が湧いてくることもあるようです。例えばサークルでも研究でも、成果発表は、地域に関わる内容のものは、学内で（閉じた場所で）発表しなくても、公民館や図書館で行ってもいいのです。しかも、それを市民参加型でやって、その日のテーマに興味のある市民・住民の参加を募ったりすることが大事なのかもしれません。

一回目の公民館の利用は、「偶然」か「強制」だと思います。自ら公民館を検索して行くというよりは、たまたま連れて行かれるとか、友達について行ったら便利だったとかで、2回目からは自分で利用するようになる。ですから一回目にどうやって利用させるかが問題だと思います。学校の行事の何かに入れ込んでおくとか、ある種の強制的に来させるしくみが必要だと思います。一回目の利用を高める工夫が鍵になると思います。

会長 ありがとうございます。若い世代を公民館へ連れていくには、学校と公民館、小・中・高・大学と公民館の連携をもっと増やしてもいいと思います。

サービスマーケティングと言いますか、学生が社会に参加するきっかけづくりの役割を公民館が果たすのは大事なことだと思います。

先ほどの利用者の固定化の問題とつながっていて、このような学習への参加は、学習に参加する人は放っておいても参加するのですが、しない人はどんどん参加しなくなっていくと思います。このように学ぶ人は学ぶけど、学ばない人は学ばないという傾向が若者の後半、大学以後、出てくるのがあって世界全体の成人教育の課題でもあります。

きっかけづくりはどうやったらできるか、例えば、イベント事業できっかけを増やしたり、それぞれの人がまわりの人をまきこんだり、公民館事業へのまきこみをどうしていったらいいかの工夫を考える必要があります。

プログラムの中の工夫については今回あまり触れられていないのですが、新しいプログラム、面白いプログラムを考えて、特にSDGsも含めてやっていく必要があります。

委員 小・中・高であれば、学校の中で図書室へ行って、探検とかした後に図書館の利用率が上がりました。だとすれば、せつかく校区ごとに公民館もあるので、学校単位で遊びながら公民館を学べるようなプログラムがあれば、自分の地域に公民館があり、利用できるということを、小さい時から学習できると思います。

会長 年少のころから公民館について認識するのは大事だと思います。

先ほどの意見を発展させるとパートナーシップですね。公民館と図書館もそう

ですが、他の団体等の連携していくパートナーシップについては、皆さんあまり触れられていないです。他のどんな団体と連携していくか、私もあまり想像できないのですが、学校、図書館、大学、病院、防災センター等いろいろな施設との連携を役場のほうから提案していただきたいですね。行政のほうからいろいろな成人学習の機会を増やしていただけるといいと思います。

委員 私は公民館で、グループ活動の講師をしています。

その公民館では一年ほど前、不審者の侵入事件がありまして、今では入口の長机を置いて、出入りをしづらくしています。

開かれた公民館も大事ですが、利用者や市民の安全も守っていただかなければなりません。それらの切り結びが難しいと考えています。

会長 不審者が入ってきたら困るのは確かです。別の事例として、大阪の一部の公民館などでは、行き場の無い人達の居場所づくりに取り組んでいるところがあります。居場所を持たない住民にとって、公民館が居心地のいい場所になるのはいいことだと思うのですが、いかがでしょうか。

高齢者になるほど、外へ出ていけと家族等から言われるのですが、そんなに行くところがないのです。図書館や公民館をはじめ、ギャンブルではなく、囲碁や将棋ができる場所等、これからますます高齢化が進むことを考えれば、高齢者の居場所、行き場をどう作るかは大きな課題だと思いました。

委員 先ほど、小・中学生も公民館とつながりを持てる機会を、というお話がありましたが、実は、小学校低学年の子に地域を巡って、公民館に行かせて、利用者の方たちにどんなことをやっておられるのか、聞いてこさせたことがありました。その時、教師側の反省点ですが、利用者に失礼があったらいけないと思い、マナーについて細かく指導し、子供達はガチガチになってしまいました。「公民館は地域のみんがが自由に使える場所なのだよ。」とか、「ここで楽しいことができたらいいいね。」というような雰囲気にしてやれなかったことを、大人の責任として反省しています。教師も公民館の職員ももっと打ち解けて、温かい雰囲気で作って子供達をむかえられような、そういう学習を作っていく必要があるなと思いました。

会長 学校現場で公民館を利用する機会は少ないのですか。

委員 教育課程の中では、公民館で何かをするとしても、見学ぐらいで、実はあまり利用できておりません。

図書館はそれなりにありますが、それでも少ないです。

最近は放課後に地域の団体さんが、居場所づくりの取組みを進めてくださっているのですが、そこで宿題をやるのが、一部の子供たちにですが、人気があります。

会長 逆に公民館も青少年向けの主催講座は少ないと思います。幼児向けの子育て支援はあって、大人向けの講座もありますが、受験勉強等でほとんど来られないというのはあるのでしょうか、そこはギャップになっていると思います。

中学・高校生がほとんど来ないということ、先ほど言われましたが、利用者を年代ごとに追っかけていけるような、年代ごとの利用を継続させる工夫が必要

だと思いました。各公民館の年代別利用状況のデータがあれば、プログラムの工夫に活用したらよいと思います。

委員 居場所づくりの問題で、地域福祉では共生型の地域交流拠点として、例えば地域カフェなどを地域住民と一緒に広げていく活動を行っています。その部分と生涯学習の企画がコラボするのは、充分あり得ることだと思っています。既に社会福祉協議会の交流拠点では生涯教育のプログラムの持ち込みも試行的に行っていますので、福祉サイド、住民活動サイドとのコラボの必要性を感じています。

インクルーシブ教育については、本当は学校教育の中でどんどん進めていければいいのですが、現実には特別支援学校等の機能もあり、なかなか難しい事も多くあると聞いております。表面的な福祉教育ではなく、一緒に生きていくという意味でのインクルーシブ教育ができればいいと思います。

学校現場で十分に行うのが難しいのであれば、大人になってからこそ、生涯教育としてインクルーシブ教育を展開してはどうかと考えます。

障害者向けの講座ではなく、題材や課題をみんなのものとして、これまでの地域住民向けの講座に、重い心身障害の人が支援者とともに出席する、或いは、認知症の高齢者が学生のサポーターと一緒に参加する等のことで、一緒に学べる環境づくりを考えて欲しいです。内容理解の度合いはバラバラになるかもしれませんが、公民館で一緒に過ごす、相互理解を目指す方が、講座の内容以上の意味を持ってくるのではないかと思います。一緒に混ざって何かする方が、みんな生き生きしてくるし、それも開かれた公民館につながるのではないのでしょうか。

会長 インクルーシブを日本語でいうと「包括性」ですが、今のご意見にあったように、みんなで時間も場所も経験も共有して、体験の共有の中で一緒に生きているのだという感覚、そして感覚だけでなく知識として理解すること、このことも最初のウェルビーイングの説明の中に加えてもいいと思います。ただ、いろいろな人が参加しているという「多様性」と「包括性」とは異なり、非常に重要な考え方だと思います。両方とも必要な考えだと思います。

公民館が幼児から高齢者にいたるまでの世代間交流を深めたり、多民族との交流もいれたりして、人それぞれの違いを分かりながら、公民館には同じ地域住民として地域の課題の解決に取り組む場になって欲しいです。それが西宮市に求められる公民館像ではないかという気がいたしました。

委員の皆さんには、後日、今日の議事録を見ていただきながら、気づいたことがありましたら、その都度ご意見いただきたいと思っています。

次回は図書館についての協議を行いたいと思います。今日の意見確認書はそのまま使うことになると思います。

3月の審議会では、両方のまとめの協議に進んでいきたいと思っています。委員のみなさん、よろしいでしょうか。

委員 (了承)

会長 では、本日の協議事項は以上とします。

次に、報告事項第1号「令和4年度阪神南地区社会教育委員協議会総会」につ

いて、事務局から報告をお願いします。

事務局 8月3日に、阪神南地区社会教育委員協議会総会がオンラインにて開催され、会長、副会長、事務局が出席いたしました。

内容につきましては17頁の「資料4」をご参照ください。令和3年度の事業報告・決算報告、令和4年度の事業計画・予算については資料のとおりです。11月頃に研修会として、「尼崎市立歴史博物館」の見学があります。詳細については改めてご案内いたしますので、出席が可能な方は、是非ご参加ください。

会長 ありがとうございます。

次に、報告事項第2号「令和4年度近畿地区社会教育研究大会」についてです。9月2日（金）に奈良県において開催され、出席された委員から報告していただきます。内容につきましては、35頁の「資料5」をご参照ください。

では、簡単にご報告をお願いいたします。

委員 資料の55頁をご覧ください。冒頭に奈良県知事からご挨拶があり、「社会教育」の対話が「学校教育」ではないかと言われましたが、それは社会教育の本質ではありません。学校教育で3時20分にチャイムがなった瞬間から社会が学校教育に入っていく余地があると考えています。地域の方々を学校に迎え入れて、学校を拠点としていろいろな活動を展開していくことも可能だと考えています。

公民館での高齢者の活動を増やしましょうということが、今日の議論でもありましたが、彼らが発表する場というのは必ずしも公民館である必要はないと思います。むしろ観衆が多くいて、子供達にとっても学習になるように、学校を活用していく、そのような視点が必要ではないかと考えます。

目的は教育の振興で、公民館や図書館の利用率を上げることはその手段であり、必ずしも必要ではないと思います。以上が今期の審議会で注意していただきたい点で、資料の60頁にも書かせていただきましたが、大人の側にメリットを持たせるということと関係してくると思います。

61頁以降は、各市町村の具体的事例となっています。

62頁では、学校内にコミスク用の部屋をつくった事例ですが、地域が学校に足を運ぶための拠点になるという意味で、優れた例だと思います。地域の見守り活動が入りやすくなったということがありました。奈良県香芝市の例ですが、学校の公用車を青パトにしてしまったというのは面白い発想だと思います。

学生ボランティアの不足、担い手不足もいわれていますが、ボランティアに参加したい学生はいますので、行政の働きかけが足りないのかなと思いました。また高齢者についても、見守り活動等に関わってくれる高齢者の数は増えていきますので、そういう層をもっと取り込んでいければよいと思いました。

63頁ですが、学校と社会がどのように連携していったらいいのか探るため、社会や地域から学校に対して提案があった時に、学校側はきちんと反応してあげることが必要だと思います。それによって新しい取り組みが生まれた事例もありましたので、この資料につきましては、特に教育委員会関係の方々に確認していただきたいです。

会長 ありがとうございます。大会の内容を簡潔にまとめていただきました。

その他について、事務局よりお願いします。

事務局 前回の会議の際に、「コミュニティ・スクール事業」「NTT との共同研究」「図書館の音楽配信サービス」について、詳細資料のご要望がありました。今回、参考資料として配布しておりますので後程ご覧ください。

また、委員より「市の蔵書を学校で貸し出しをしている記事」について、資料提供がありましたのでお配りしております。

補足説明などがありましたらお願いします。

委員 前回、他の委員から学校の蔵書についてご意見があり、たまたま記事を目にしましたので、資料提供をいたしました。

学校で、あるいは市で蔵書の予算を確保するのは年々難しくなっているようです。お互いに蔵書を貸し出すことができるようなシステムがあれば、両者にとっていいのかなと思いました。

会長 ありがとうございます。

市の教育要覧をみれば市立図書館の司書の配置状況はわかるのですが、学校図書室への司書等の配置状況や研修状況がどうなっているか、資料がありましたらお願いしたいと思います。

また、学校図書館と市立図書館の連携状況もわからないので、次回の委員会までに資料があれば用意していただけるとありがたいです。

では、最後に事務局より、連絡事項などについてお願いします。

事務局 連絡事項の前に、先ほどの審議を受けて、公民館の状況について事務局からご説明申し上げます。

事務局 活発なご審議、ありがとうございます。私どものほうから既に実施している取り組み・新しい取り組みについて、ご報告させていただきます。

まず、公民館は昭和 52 年以来、各地域で選出いただいた地域学習推進員で推進員会を設置しており、地域課題の解決に向けた主体的な活動に取り組んでいただいています。しかしながら、それに対する市民の皆様の認知度が低く、地域活動に取り組んでおられる皆さんの公民館に対する見方も、本日、委員の皆様からお寄せいただいた公民館の現状と課題についてのご意見と、ほぼ同じようなものではないかと思っております。

そこで、現在公民館では、「生涯学習推進計画」に基づき、地域づくりの拠点として再構築していこうということで取り組んでおります。取り組みの一環として、「使用基準の緩和（営利目的の利用、使用人数の減、）」や新しく「地域づくりワークショップ」ということで取り組んでおります。昨年度は、大社公民館と、段上公民館で実施し、推進員にも関わっていただき、日頃、公民館を利用されていない方にもご参加いただき、意見を聴き、交流して、地域に目を向けていく取り組みを実施しました。2年目の今年も、今後どう継続していくか、考えながらやっております。新しく学文公民館でもワークショップの実施を計画しています。

その中で見えてきたのは、一つは様々な活動を通じて、公民館は地域に目を向けていただく市民を一人でも増やしていくため、地域活動への入口の役目を果たしていけるのではないかとことです。地域においては、宮っ子の編集や、地区の社会福祉協議会が、地域共生に関すること、環境学習のこと、青少年健全育成のことをそれぞれの分野で地域活動が存在する中で、公民館活動は特定の地域課題の解決をテーマとするものではありませんので、皆様にとって様々な地域活動への入口という役割があるのではないかと考えております。

もう一つは、公民館だけで取り組むのではなく、様々な地域課題に取り組んでおられる個人や団体とネットワークを結び、地域のハブになることで地域の拠点になれるのではということです。

「地域づくりワークショップ」は公民館運営協議会を構成する地域団体の代表の皆様にも趣旨を説明して行っておりますので、公民館で何かやろうとしたときに、地区の社会福祉協議会や、宮っ子編集委員の方々、作業所の方々、コープこうべ、NPOの方々など、地域で協力してくださる団体や個人がおられるということも見えてきます。そういうことが見えてくれば地域課題解決に向けて公民館だけでなく、各団体と連携した取組みをしたり、同時にイベントを打ったりして相乗効果が期待されます。公民館のロビー等を地域団体に使ってもらい、状況に応じて、いろいろな団体にも助けてもらいながら、取組みを展開していただくこともできるのではないかと思います。

このようなことを通して地域拠点の役割を果たせることもあるのではないかと考えつつあります。このような地域での連携ができるように生涯学習企画課の方では、関係課をはじめ、市役所の中での調整を進めていく必要があると考えています。実際の取組みを基に、今後、公民館の果たすべき役割を整理して、委員の皆様にお示しをし、ご意見をいただきながら、よろしければ答申に反映していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。事務局から、公民館は地域活動の入口で、地域のネットワークの拠点になるという説明がありました。本日の審議の意見書の中に、審議するのは公民館と図書館についてだけでいいのか、という意見もありましたが、確かに生涯学習の審議会ですから、もっと広い視点で見ていくというスタンスはあると私は考えています。その中で今回、公民館と図書館に焦点をあてております。来年度になったら、もっと広い視点で、パートナーシップとか、ネットワークとか、特に社会教育関係団体だけではなく、地域のいろいろな団体や、NPO、企業、大学等との連携を考えていったらいいと思います。

事務局 お時間いただきありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールについてご案内いたします。

次回の審議会は、来年1月19日（木）に開催いたします。

開催場所は、西宮北口駅前のACTA西宮東館6階にあります、大学交流センターで開催し、その後、同じ建物内の5階にある北口図書館の施設見学を行いたいと思います。

オンラインを併用した会議ですが、施設見学を兼ねておりますので、可能な方は会場へのご出席をお願いいたします。

また、10月27・28日の全国社会教育研究大会（広島大会）へは、1名の委員

にご出席いただく予定です。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、65 頁「資料6」をご覧ください。来月 11 月 10 日（木）に、本市職員・当審議会委員を対象にした生涯学習研修会をオンラインにて開催いたします。参加希望がございましたら、事務局へお申し出ください。

会 長 ありがとうございます。全体を通して、何かご質問はございますか。
なければ、以上をもちまして、第2回生涯学習審議会を終了いたします。
施設見学について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、これからこの建物の5階にある中央公民館の施設見学を行います。
中央公民館について簡単にご説明しました後、各自見学をしていただければと思います。また本日は、市民文化祭が行われておりますので、併せてご見学ください。

<地域学習推進課より公民館施設説明>

<施設見学>

(終 了)